

# 村山市夢応援奨学金制度について

## 1 創設の趣旨及び目的について

学ぶ意欲と能力がある子どもたちが、経済的理由により高等学校、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等への進学や就学を断念することなく、安心して勉学に励むことができる環境を整え、次世代の村山市を支える人材の育成に資することを目的とし村山市夢応援奨学金制度を創設する。

## 2 基本的な考え方について

実施年度・・・平成28年度基金造成、平成29年度より、進学者を対象に事業実施基金の造成・・・複数年度で造成

①篤志家による寄付

②ふるさと納税

対 象・・・・・・・・村山市在住の者で学校教育法に定める高等学校（高等専門学校含む）、※大学等（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）に進学する者

※一定の要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校（4・5年）、専門学校。進学を希望している学校が制度の対象かどうかについては、文部科学省のホームページでご確認ください。

要 件・・・・・・・・奨学金事業ごとに定める

奨学金の額・・・奨学金事業ごとに定める

## 3 事業区分について

一定の要件（居住、所得等）に該当する世帯の子どもが進学・就学する費用の一部を支給する。

①高等学校等進学費用の一部を支援する「**高校生夢応援奨学金事業**」

②大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等就学費用の一部を支援する「**大学生等夢応援奨学金事業**」